令和2年度 公立大学法人宮崎県立看護大学 年度計画

(丸番号(①、②など)は中期計画の同じ番号に対応)

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- (1) 教育の内容

ア学部

- ①-1 体系的な教育課程について効果的にガイダンスを行うとともに、教務委員会 **を中心に分野及び領域間の連携を推進するとともに、到達目標及び教育内容を検討し、教育課程の充実を図る。
- ※ 教務委員会・・・普遍科目、専門基礎科目及び専門科目の各分野から学長が指名 した教員等で組織される委員会で、教育課程の編成についての基本事項に関する ことを所掌する。
- ①-2 教育の目的・目標に照らして、学生の主体的学修を促し、自己評価能力、科学的・論理的思考力及びその表現力を強化するための授業内容・方法の工夫を各分野・領域が連携して行うとともに、教育改善に繋がる学生・教員による授業評価を行う。
- ①-3 現行カリキュラムの評価をもとに、保健師課程大学院化に伴う看護基礎教育カリキュラムの充実及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に対応した2022年度開始予定の新カリキュラムに向けた準備を行う。
- ②-1 教務委員会、学生委員会及び就職対策委員会等学内委員会の連携を強化し、 学生が入学当初から将来に展望をもって主体的に学修できるように、学年進行に 合わせた体系的なキャリア教育を行う。
- ②-2 臨地実習において、実習目的、目標、方法、課題及び成果について実習施設との共通認識を図り、大学教員と施設の看護職が協働し、指導体制を充実する。
- ③ 各科目では、適切な評価規準(観点)・評価基準(尺度)を用いた成績評価を行うとともに、学生の学習意欲、思考力、判断力及び主体性等が高まるよう授業改善を行う。また、学生や教員が実施する授業評価アンケートの方法や内容を見直す。
- ④-1「臨地実習」「健康支援演習」「ボランティア活動」等の履修や、地域貢献活動 への参加など、実践経験を通して学びが深まるように、医療機関や行政機関等と の協働・連携を進める。
- ④-2 保健師課程では、地域の健康課題解決に取り組む実践的教育を推進する。 イ大学院
- ①-1 教員による授業評価及び学生による授業評価を全教員で共有し、教員が教育内容及び方法の改善に活用する。
- ①-2 2022 年度の保健師教育課程の大学院化を目指して、カリキュラムなどの見直しを行う。

ウ別科

- ① 教員による授業評価及び学生による授業評価の結果を全教員で引き続き共有し、 教員が教育内容・方法の改善に活用する。分娩介助実習評価表より、継続的な教育 課程の評価及び見直しを行う。
- ② 前期実習は宮崎県内3ヵ所の基幹病院、後期実習は基幹病院と連携している1 次診療所、病院、助産院及び市役所の連携実習を行うことにより、県内の周産期医療の重要性を学び、県内就職への動機づけを行う。

(2) 学生の確保

ア学部

- ①-1 大学のアドミッション・ポリシーについて、「キャンパスガイドブック」「看護大学からこんにちは」などの大学案内や学外ホームページを通して周知する。令和2年度に行う学外ホームページリニューアルを機に、入試に関連するアドミッション・ポリシーなどの項目を検索しやすいページ構成に変更する。また、オープンキャンパスを実施し、本学の魅力や入試情報を積極的に広報する。
- ①-2 本学の魅力を広く伝え、県内高校生の看護学への関心を高めるため、高校訪問、模擬講義及び進学説明会に積極的に取り組む。
- ②-1 入試と入学後の成績について様々な観点から分析を行い、入学者選抜方法の見直しの検討を行う。特に、地域推薦入学生の入学後の成績分析を行い、地域推薦入試制度の見直しを継続する。
- ②-2 文部科学省が進める一連の大学入学者選抜改革に合わせた本学の入学者 選抜方法について、引き続き検討を行う。
- ②-3 地域推薦入試について、市町村訪問によって整理した課題を踏まえ、関係委員会と連携して地域推薦入学生の支援を行う。

イ 大学院

- ① 大学案内やホームページの充実を図る。オープンキャンパスの実施により、入 試情報を積極的に広報する。
- ①-2 学部生に対して、講義や卒業研究を通して大学院の魅力や研究に関しての説明を行う。
- ②-1 2022 年度の保健師教育課程の大学院化に伴い、前期課程及び後期課程全体のカリキュラムの見直しを行う。 その際に、看護学専攻として、共通科目内で必修科目の配置の検討を行う。
- ②-2 入試選抜方法に関して時期や内容などを検討する。
- ③-1 科目履修制度の充実を図るとともに、修士論文や博士論文の提出及び審査 方法など学位などに関する要領に関して見直しを行い、学生に周知する。
- 3-2 学生からの要望を捉え、研究環境を整備することで学生確保につなげる。 ウ 別科
 - ① 本学のアドミッション・ポリシーについて、大学案内やホームページで十分に 周知する。また、オープンキャンパスの実施により本学の魅力や入試情報を積極 的に広報する。
 - ②-1 県内の産科医療施設における助産師数の増加を目指し、産科医療施設の推薦を受けた社会人看護師の推薦枠を3名設け、特別入試を行う。
 - ②-2 社会人推薦枠の受験資格について、推薦元の職場に復帰することを別科助産専攻の募集要項に記載することで明確にし、受験希望者に説明する。
 - ③ 学部の助産師課程が廃止されることから、学部の優秀な学生を確保するため、 学内の推薦枠を3名から4名に増員し、特別入試を行う。

(3) 教育の実施体制

- ① カリキュラム改編に伴う実施及び運営を効果的に進めるため、教育組織を点検し教員の適正配置を行う。
- ②-1 質の高い教育・研究を進めるため、自己点検評価委員会の専門部会である FD・SD*専門部会等において研修を企画し、職員の能力開発を積極的に支援する。
- ※ FD・SD専門部会・・・教職員の資質向上を図るため、FD (教員が授業内容・方法を改善し向上させるための)活動やSD (事務職員や技術職員などの職員が管理運営や教育・研究支援の資質向上のための)活動を支援することを所掌する。
- ②-2 カリキュラム改編を契機に、現行の学生及び教員による授業評価システムを見直し、授業内容・方法の適切な改善につながるシステムの構築に向けた検討

を継続して行う。

- ③-1 自立した研修計画、実施及び振り返りの学びを目的とした短期海外派遣奨学金プログラムを実施し、企画内容により最大2名の学生を派遣する。教員は派遣学生に対し、学びの充実と安全を確保するための指導・支援を行う。
- ③-2 学生が生活様式理解の幅を広げ、自己と他者の類似及び相違について認識 し、異文化間コミュニケーションの意欲を高めるため企画した短期海外研修プロ グラムのうち最大5件を催行する。

海外研修へ向けた安全面、健康面の指導及び支援体制を見直し、改善へ向けた検討を行う。

- ③-3 より多くの学生が異文化間交流を体験できるよう、短期留学生の受入を行い、学生交流の場を提供する。学内学生には、留学生との交流へ向けた準備の支援・注意すべき点などの指導を行う。
- ④-1 図書館に対する利用者ニーズの把握に努め、ニーズに即した学修環境を提供する。
- ④-2 新たな図書館システムの導入に向け調査及び検討を行うとともに、文献検索データベースの利用研修等の充実に努めるなど、学修及び研究環境の向上を図る。
- ④-3 教務委員会 ICT 検討ワーキンググループの調査報告をふまえ、情報委員会と協力し、ICT を効果的に活用できる学修環境の充実や教育改善に繋がる ICT の 導入を検討する。
- ⑤ 教員評価について、公平性及び効率性等の観点から必要な見直しを行うととも に、教員の意欲高揚や能力開発につながるよう教員評価結果の反映方法について 他大学の事例等を参考に検討を行う。
- ⑥−1 前期課程及び後期課程において、領域を超えた研究計画の発表会を行い、 助言が受けられる場を提供する。
- ⑥-2 指導力向上につながる研修会(研究集談会)や学外の研修及び学会に参加する。
- ⑥-3 修論発表会の公開を継続し、学内外からの意見を研究指導にフィードバックする。

(4) 学生支援

ア学部

- (1-1) 学生アンケートを実施し、学生に必要な支援内容を検討し、実施につなげる。
- ①-2 学年顧問を中心とした学生支援体制及び支援のあり方の評価を行い、問題がある場合は修正する。
- ①-3 学生アンケート、保健室利用状況及び外部カウンセラーからの情報を、職員、保健室看護師及び外部カウンセラー間で共有し、学生の支援につなげる。
- ①−4 入学初年度学生に対し、大学生活への移行が円滑に行われるよう支援する。
- ①-5 学年を超えた学生同士のサポートシステム(ピアサポート)により学生間の交流を行う。
- ②-1 新入生オリエンテーションにおいて、新入生と在学生との主体的な参加及び交流が促進されるよう、在学生が行う企画及び運営を支援する。
- ②-2 学生の自主的活動(自治会、大学祭、サークル及びボランティア等)に関して必要な指導及び支援を継続する。
- ②-3 学生表彰規程に基づき学生の表彰を実施していく。
- ③-1 2019 年度国家試験の結果を踏まえて、引き続き看護師国家試験対策連携体制に基づき、国家試験対策を効果的に推進し、合格率 100%を目指す。
- ③-2 過去の国家試験不合格者の学内成績評価との関連性を分析し、解決の方向

性を見出す。国家試験対策の開始時期を見直し、低学年への支援の方向性を検討する。

- ④-1 入試区分と県内就職率の推移についてのデータ分析結果を踏まえ、入試区分別入学者へのキャリア支援のあり方を検討する。
- ④-2 引き続き、小論文添削講座及び模擬面接に取組む。次年度は小論文講座の開催時期を早めて支援する。低学年向け就職ガイダンスを実施し、4年間で一貫した就職に関するガイダンスができるように内容を検討する。
- ⑤-1 県内就職を促進するため、県内医療機関等の情報提供を目的とした「県内 医療機関合同就職説明会」、県内就職が決定した上級生や県内に就職した卒業生 との情報交換会、就職関連の説明会、キャリア支援教育(「卒業生の看護実践を 知る会」)及び知事とのランチミーティング等を開催するとともに、就職試験及 び面接対策を行う。

また、引き続き、看護専門分野部会と連携して学生ニードに合わせた実習フィールドを開拓し、県内医療施設への就職に対する動機づけを高めていく。

⑤-2 前年度実施した、県内医療機関にUターン就職をした卒業生へのアンケート結果から県内就職に結びつく情報を学部生へアナウンスするとともに、Uターンの受け皿となる県内医療機関にも情報提供を行う。

加えて、同窓会並びに本学の就職相談室と連携を図り、Uターンの相談窓口として卒業生が気軽に母校の資源を活用できるように情報発信し再就職支援を継続・強化する。

イ 大学院

- ① 前年度末にとった大学院生のアンケート結果をもとに、学修における課題を把握し、改善につなげる。
- ② 学内開催の研修会などを院生及び修了生に周知し、参加を促す。

ウ別科

- ① 学生5人につき教員1名のアドバイザー制をとり、個別相談及び支援を行う。 別科学生への学修及び実習上の課題等を把握し、向上及び改善につなげる。
- ② 学生による学外及び学内ボランティア活動が主体的に実施できるようにサポートを行う。
- ③ 助産師国家試験対策の模擬試験を年3回実施し、模擬試験の結果から個別指導を行うとともに、国家試験対策のセミナーを開催する。助産師国家試験の合格率100%を目指す。
- ④ 助産師のキャリア開発に、助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)を活用し、能力向上への動機づけとなるよう教育内容を充実する。
- ⑤-1 社会人推薦入試の学生について、在学中に適宜推薦病院に状況を報告し、 4名全員の再就職を支援する。
- ⑤-2 学生に対し県内産科医療機関(一次分娩施設)に就職し活動することの意義を講義や実習を通して伝え、県内就職率80%を目指す。
- ⑥ 新卒の県内就職者を対象に助産師のクリニカルラダー(新人)の指標を活用し、フォローアップ研修を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

- (1) 研究の水準及び成果
 - ① 地域の健康課題に関し、施設及び行政機関職員との意見交換等により課題を把握し、相互に連携して共同研究等に取り組む。また、外部機関と連携して共同研究等に取り組むための仕組みを検討する。
 - ② 看護研究・研修センター主催の地域の課題に関する研修会に参加し、それぞれの専門分野で研究に取り組む。
 - ③-1 研究集談会を年4回以上開催する。

- ③-2 国内外の学会発表や学術誌等への投稿実績を各領域で自己点検評価し、研究の活性化を図る。
- ④-1 全教員が科学研究費助成事業等に申請する。
- ④-2 研究に関する研修会の昨年度の参加状況などをもとに、各種研修会への教 員派遣を含めた研究支援の方法を再検討する。
- ⑤ 国際学会での発表や海外との共同研究への足掛かりとして、その実績を共有する場を設ける。
- ⑥-1 研究紀要の論文掲載件数を増やし、誌面の充実を図るために、随時、投稿を受け付け、その都度査読を行うというシステムの周知を図り、その活用を促す。なお、投稿数が減少した場合には、研究紀要への論文投稿について、再度、輪番制の導入等対策を検討する。また、査読者の負担軽減等を図るため、査読方法の見直しを検討する。さらに、各教員の研究活動等について、ホームページ等を活用して情報発信を行う。
- ⑥-2 学内において、リポジトリの趣旨や意義を周知し、登録件数の増加を図る。

(2) 研究の実施体制

- ①-1 「重点研究・教育」助成事業*及び若手奨励研究事業制度*について、助成を受けた研究者や申請者からの意見を集め、引き続き、制度の改善に向けた検討を行う。
- ※ 「重点研究・教育」助成事業・・・本学において重点的かつ戦略的に取り組むべき研究及び教育を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事業。
- ※ 若手奨励研究助成事業・・・若手教員の研究活性化及び学内の優れた教育・研究活動の推進等を図るため、若手教員を対象に、年度計画を対象とした優れた研究計画に対して、学内研究費を追加配分する事業。
- ①-2 市町村や県の健康課題及び地域課題を解決するための新規の研究的取組を促し、地域貢献等研究推進事業として採択し、支援する。
- ② 若手教員の意見を定期的に集める場を設定し、そこに中堅以上の教員も参加して、若手教員との共同研究の活性化を図る。
- ③-1 本学の研究者が、研究を通じ学問的良心のもと、自律的に社会への責任を果たせるよう、研究倫理に係る研修の機会を設ける。
- ③-2 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づく審査体制のもとで、指針に沿った審査を行う。
- ④-1 ④-2の科研費申請補助事業制度と連携し、科研費採択率向上に向けた申請支援を行う。
- ④-2 科研費申請補助事業制度*について、申請者や教員から幅広く意見を集め、制度の改善に向けた検討をはじめる。
- ※ 科研費申請補助制度・・・科学研究費助成事業等に採択されなかったものの、 A評価とされた研究に関し、学内研究費を追加配分するなど重点的に支援する制度。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- (1) 地域社会との連携
 - ① 地域貢献事業を通した研究の成果を報告書、学会及び看護研究・研修センター事業年報で積極的に報告する。
 - ②-1 県及び県立図書館と共催で「神話のふるさと県民大学」を開催する。また、本学が主催又は共催する公開講座を2回以上開催する。
 - ②-2 県民を対象とした「中山間地域自治体のケーブルテレビ放送を活用した健康づくり評価事業」「要支援・要介護者のための介護予防運動プログラム作成事業」「認知症へルスケアプログラム開発事業」「高等教育機関の在校生における性と生殖に関

する支援事業」「地域高齢者のフレイル改善と予防に関するモデルプランの提案」を 実施する。

- ②-3 専門性に応じて、県民を対象とした研修会講師として教員を派遣する。
- ③ 専門性に応じて、市町村の審議会や委員会の委員として教員を派遣する。
- ④-1 認定看護管理者教育課程の再開講について検討を行う。
- ④-2 感染管理認定看護師教育課程の次回の開講について検討するとともに、新たな認定看護師教育制度の情報収集を行う。
- ④-3 訪問看護師養成研修及び新卒訪問看護師教育プログラム作成等の実績をもとに宮崎県看護協会が実施する教育研修等への指導助言を行う。さらに、県内の看護教員の訪問看護に対する認識を高めていく実践研修の開催を検討する。
- ④—4 看護職者を対象とした研修として、「高齢者施設における感染対策の実践型出前研修」「感染管理スキルアップ研修事業(Ⅱ)」「精神科病院新人看護職員への臨床実践力育成事業」「地域中核病院の看護の質向上を目指した実践及び研究の協働事業」を実施する。
- (2) 県の政策との連携
 - ① 県政課題を踏まえた官学連携事業「措置入院者の退院後支援力育成事業」及び委託事業「保健師の力育成事業」を実施する。
 - ②-1 専門性に応じて、県の審議会や委員会等への委員として教員を派遣する。
 - ②-2 県政課題の把握のため、県福祉保健部及び県病院局との意見交換の場を設定し、課題を共有し、官学連携事業の可能性を検討する。
 - ③ 看護職者を対象とした研修会講師や事例検討の支援者として教員を派遣し、看護の質向上及び人材育成に向けた支援を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
 - ①-1 理事会、経営審議会及び教育研究審議会の役割分担により、効率的な法人運営を行う。
 - ①-2 IR 専門部会において、大学内部のデータを分析し、教学、研究及び地域貢献並びに大学運営等にかかる意思決定及び企画立案に資する資料を作成する。
 - ② 委員会や事務局の役割分担により、効率的な大学運営が可能となるよう、役割や組織を継続的に点検する。
 - ③ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員にそれぞれの役割に応じた識見を持つ外部有識者を登用する。
 - ④ 内部監査を適切に実施し、内部牽制機能の更なる向上を図る。

2 人事の適正管理に関する目標を達成するための措置

- ① 教員組織編成方針に基づき公募を行い、優秀な人材の獲得を行う。
- ② 本学の教育研究現場の状況、社会情勢、財務状況等を総合的に勘案した定数とし、機動的な人員配置を行う。
- ③ 教員の兼業許可に関し、本学の教育研究業務に支障のない範囲で教員の社会貢献活動を推進するため、基準に基づき適切に運用する。
- ④ 教員評価について、公平性及び効率性等の観点から必要な見直しを行うとともに、 教員の意欲高揚や能力開発につながるよう教員評価結果の反映方法について他大学 の事例等を参考に検討を行う。
- (5) 県派遣の事務局職員について、県基準に基づいた人事評価を行う。

3 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 簡素化できる事務処理がないか、継続的に点検し、必要な見直しを図ることで事務処理に要する時間とコストを削減する。
- ② 業務ニーズに対応するため、必要に応じて事務組織を見直す。

③ 給与事務の一部を外部委託し、適切な運営を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- 1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標を達成するための措置
 - ① なし(授業料規程は整備済)
 - ② 学生納付金に関し、学生及び保護者への引落日の周知を行うとともに、引落不能時の連絡を適切に行うなど滞納防止に取り組む。
 - ③ 教員研修会にあわせて科学研究費助成事業の申請方法について説明を行い、事務的サポートを行う。
 - ④ 科学研究費助成事業やその他の外部資金に関して適宜情報提供を行うとともに、申請書類について事務的チェックを行う等、申請手続のサポートを行う。

2 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- ① 定期的に学生・教職員に電気使用料の状況等を一斉メールにより周知し、省エネを呼びかける。
- ② 電気需給契約について、契約業者を入札により決定することにより契約単価の見直しを行う。

3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標を達成するための措置

- ①-1 施設・設備等の状態を常に把握し、適切に維持管理するため、定期的に保守点検等を実施する。
- ①−2 学内システムの更新を各種業務等に支障がないよう計画的に実施する。
- ② 講義室等の教室については、休業中の講義に支障が無い時期に公共利用等に貸し出す。
- ③ 余裕資金の運用を安全かつ効率的に行う。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

- 1 自己点検及び評価の実施に関する目標を達成するための措置
- ① 年度計画を策定し、事業年度終了後に自己点検を実施した上で、地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受ける。
- ② 自己点検や法人評価の結果を学内で共有し、業務改善に取り組む。 また、内部質保証については、より組織的な点検及び評価が実施できるよう、将来 構想・自己点検評価委員会(内部質保証)の体制を見直す。
- ③ 自己点検や外部評価の結果をホームページ等で広く公表する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 法人化に伴う法令に基づく公表情報に加え、本学の教育研究活動等の情報や成果、地域貢献等の取組について、年度当初より積極的に情報発信を行う。
- ②-1 大学ウェブサイトの運用ルールを遵守し、学外に向けて情報発信するホームページの適正かつ迅速な運用に努める。
- ②-2 学外ホームページリニューアルを機に、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようホームページの「ウェブアクセシビリティ」を構築する。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 大学の安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 避難訓練、犯罪被害予防講習会及び交通安全教室を実施し、危機管理に関する 啓発を行う。
- (1-2) 整備した危機管理マニュアルをもとに、事業継続計画 (BCP) の整備について検討する。
- ② 働き方改革に対応するため、年次休暇の計画的な取得を働きかけるなど、労働環境

- の改善に取り組む。
- ③ 職員及び学生を対象としたセキュリティ研修を実施する。
- 2 人権の尊重に関する目標を達成するための措置
 - ① 職員を対象としハラスメントや人権に関する研修を実施する。
 - ② ハラスメントに関するリーフレットを配布し、相談体制を学内掲示板等により学生に周知する。ハラスメント相談員については、若手の教員を加えるとともに、引き続き教員だけでなく、事務局職員の相談員を設置し、学生が相談しやすい体制とする。
- 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置
 - ① 外部講師を招きコンプライアンスに関する研修を実施する。
- 第6 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

- 第7 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善及び 地域貢献の取組強化に充てる。

- 第 11 公立大学法人宮崎県立看護大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 29 年宮崎県規則第 16 号)で定める事項
 - 1 施設及び設備に関する計画

なし

ただし、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

2 積立金の使途

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

令和2年度 予算、収支計画及び資金計画

_1 予算	<u> (単位:百万円)</u>
区分	金額
収入	
運営費交付金	766
自己収入	289
学生納付金収入	271
その他の授業料等	3
その他の収入	15
受託研究等収入	6
補助金収入	27
計	1,088
支出	
業務費	1,055
教育研究経費	168
人件費	736
一般管理費	151
受託研究等経費及び寄附金事業経費	6
補助金事業費	27
計	1,088

2 収支計画

区分	金額
費用の部	1,085
経常費用	1,085
業務費	888
教育研究経費	119
受託研究等経費	33
┃ ┃ ┃人件費	736
一般管理費	141
減価償却費	56
	0
収益の部	1,085
経常収益	1,085
運営費交付金収益	747
授業料等収益	274
受託研究等収益	48
資産見返運営費交付金等戻入	13
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

区分	金額
資金支出	1,088
業務活動による支出	1,029
投資活動による支出	19
財務活動による支出	40
翌年度への繰越金	0
資金収入	1,088
業務活動による収入	1,088
運営費交付金による収入	766
授業料等による収入	274
受託研究等による収入	33
その他の収入	15
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0